

## 令和6年度の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

青字は集団指導実施後、表記を追加・変更した事項です。

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、**令和6年4月1日から算定を開始する加算等**に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）等の提出期限を、特例的に**令和6年4月15日（月）**とする取扱いとします。
  - **令和6年6月1日から算定を開始する加算等**（例：介護職員等処遇改善加算）に係る体制届の提出期限は、原則どおり**令和6年5月15日（水）**です。
  - 今回の改定で新設、又は新たな区分が設けられた次の加算について、届出がない場合は次のとおり処理します。
    - ・「高齢者虐待防止措置実施の有無」→「基準型」
    - ・「看取り連携体制加算」→「非該当」
    - ・「介護職員等処遇改善加算」→なし
 従って、これらの加算を算定しない又は減算適用とならない場合で、他の加算等の内容に変更がない場合、体制届の提出は必要ありません。  
 なお、「業務継続計画未実施減算」については、令和6年度は減算を適用しないため、届出の必要はありません。  
**※減算の要件に該当する施設・事業所は、必ず「減算型」である旨の体制届を提出する必要があります。**
  - 算定要件が前年度の実績による加算等（例：中山間地域等における小規模事業所加算）については、必ず算定要件を確認し、必要により体制届を提出してください。
  - **「介護職員等処遇改善加算」を算定する全ての事業者は、体制届で加算区分の届出を行うことが必要**です。旧介護職員等処遇改善加算の加算区分は引き継がれません。届出を行わなかった場合、6月からは「なし」とみなされ、加算算定ができなくなります。
- 体制届及び添付書類の注意事項

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) (介護・介護予防共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人等の所在地・名称、代表者の職・氏名の記入があるか。</li> <li>・『届出者』欄は、開設法人の名称・所在地、代表者の職・氏名・住所等を登記事項証明書のとおり記載しているか。</li> <li>・『事業所』欄は、届出する事業所の名称、所在地、管理者の氏名・住所等を「指定許可（更新）申請書」付表1のとおり記載しているか。</li> <li>・フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号等に記入漏れがないか。</li> <li>・「実施事業」欄は、「訪問介護」に○を付しているか。 <b>※「実施事業」欄は、実施する項目にのみ○を付しているか。</b></li> <li>・「指定（許可）年月日」の記入があるか。</li> <li>・「異動等の区分」欄は、該当項目を■にしているか。</li> <li>・「異動（予定）年月日」欄は、<b>各月15日までに提出する場合は翌月1日と、各月16日以降に提出する場合は翌々月1日と記入</b>されているか。</li> <li>・「介護保険事業所番号」は正しく記入されているか。 <b>※新規指定の場合、事業所番号は記入不要。</b></li> <li>・変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「変更後」欄に変更内容を具体的に記入しているか。 <b>※例えば、「○○○体制を追加。」等と記入。</b></li> </ul>

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業所番号」は正しく記入されているか。</li> <li>・異動年月日が令和6年4月、5月の場合は別紙1-1及び別紙1-2を使用</li> <li>・異動年月日が令和6年6月以降の場合は別紙1-1-2及び別紙1-2-2を使用</li> </ul>
地域区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当項目を■にしているか。</li> </ul>
高齢者虐待防止措置実施の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 減算型」、「2 基準型」のいずれかを■にしているか。</li> </ul>
特別地域加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別地域加算の該当地域に事業所が存在している場合、「2 あり」を■にしているか。</li> </ul>
中山間地域等における小規模事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等に事業所が所在しない場合は、(地域に関する状況)及び(規模に関する状況)の「1 非該当」を■に、中山間地域等に事業所が所在する場合は、(地域に関する状況)の「2. 該当」を■にしているか。</li> <li>・小規模事業所に該当しない場合は、(規模に関する状況)を「1 非該当」を■に、小規模事業所に該当する場合は、(規模に関する状況)の「2. 該当」を■にしているか。</li> <li>・加算算定する場合は「(別紙2) 中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書」を添付。 ※訪問入浴介護は、1月当たりの平均延訪問回数が20回以下。 ※介護予防訪問入浴介護は、1月当たりの平均延訪問回数が5回以下</li> </ul>
認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」「2 加算Ⅰ」「3 加算Ⅱ」のいずれかを■にしているか。</li> <li>・「(別紙12) 認知症専門ケア加算に係る届出書」を添付。 ※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合は算定月が属する月の前3月の「いずれかの月の」利用者実人員数又は利用延べ人員数による。</li> <li>・認知症ケアに関する専門研修の修了証の写しを添付。</li> </ul>
看取り連携体制加算(介護のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」「2 あり」のいずれかを■にしているか。</li> <li>・「(別紙13) 看取り連携体制加算に係る届出書」を添付。</li> </ul>
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」「4 加算Ⅰ」「3 加算Ⅱ」「5 加算Ⅲ」のいずれかを■にしているか</li> <li>・「(別紙10) サービス提供体制強化加算に関する届出書」及び「(別紙7-2) 有資格者等の割合の参考計算書」を添付。</li> </ul>
介護職員処遇改善加算(R6.5まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」「6 加算Ⅰ」「5 加算Ⅱ」「2 加算Ⅲ」のいずれかを■にしているか。</li> <li>※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日(月)</li> </ul>
介護職員等特定処遇改善加算(R6.5まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」「2 加算Ⅰ」「3 加算Ⅱ」のいずれかを■にしているか。</li> <li>※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日(月)</li> </ul>
介護職員等ベースアップ等支援加算(R6.5まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」、「2 あり」のいずれかを■にしているか。</li> <li>※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日(月)</li> </ul>
介護職員等処遇改善加算(R6.6から)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」「7 加算Ⅰ」～「R 加算Ⅴ(14)」のいずれかを■にしているか。</li> <li>※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日(月)(6月からの計画変更については6月15日まで受け付ける。)</li> </ul>
LIFEへの登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」、「2 あり」のいずれかを■にしているか。</li> </ul>
割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 なし」、「2 あり」のいずれかを■にしているか。</li> <li>・割引が「2 あり」の場合は、次の書類を添付しているか。 →「(別紙5) 指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」 ※割引について、運営規程に具体的に位置付けられる必要がある。</li> </ul>